

令和6年第3回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第19号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年5月8日鹿沼市民文化センターの敷地内において、職員が運転する軽乗用自動車、株式会社松山環境美化所有の小型貨物自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を144,900円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第20号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年5月8日流通センター地内の認定外道路上において、市内在住者所有の小型乗用自動車、グレーチング蓋が跳ね上がり、破損させたことに対し、損害賠償の額を60,111円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第19号と同じ。

◎ 報告第21号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年6月4日板荷地内において、職員が運転する軽貨物自動車が進み、市内在住者所有の軽乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を425,840円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第19号と同じ。

◎ 報告第22号 令和5年度鹿沼市継続費精算報告について

令和4年度から2か年継続事業として実施したごみ処理施設整備事業外2件が令和5年度をもって終了したので報告するものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第145条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度(中略)が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第23号 令和5年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとと

もに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第2項から第7項まで 省略

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第2項及び第3項 省略

- ◎ 認定第 3号 令和5年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5号 令和5年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 6号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 7号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 8号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 9号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度一般会計予算は、当初以来13次にわたる補正を行った結果、予算総額は49,237,566,985円となり、これに対して決算額は、歳入において47,531,268,941円、歳出において45,851,298,858円、歳入歳出差引額1,679,970,083円であり、実質収支において1,356,591,466円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費及び繰越明許費による翌

年度へ繰り越すべき財源 323,378,617 円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、第8次鹿沼市総合計画「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」の2年目として、着実な推進を目指すとともに、令和4年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策である予防接種の推進を始め、物価高騰に対する生活支援、経済対策を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は93.1パーセント、翌年度への繰越事業を含めると97.0パーセントであり、行政需要に応え得る執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和5年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得たものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 議案第63号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、児童福祉総務事務費、予防接種費、道路維持管理費等の増減額を計上したもので、この補正額を894,440,000円の増とし、予算総額を43,009,675,000円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しな

ければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第64号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費、予備費等の増額を計上したもので、この補正額を428,383,000円の増とし、予算総額を10,034,383,000円とするものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

- ◎ 議案第65号 令和6年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

- ◎ 議案第66号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、国庫支出金、繰入金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を259,926,000円の増とし、予算総額を8,813,926,000円とするものである。

(参照条文) 議案第63号と同じ。

◎ 議案第67号 令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、予備費の増額を計上したもので、この補正額を15,701,000円の増とし、予算総額を1,402,701,000円とするものである。

（参照条文） 議案第63号と同じ。

◎ 議案第68号 令和6年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第63号と同じ。

◎ 議案第69号 令和6年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第63号と同じ。

◎ 議案第70号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から後期高齢者医療における従来の被保険者証の発行が廃止されることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第1項ただし書及び第2項から第8項まで 省略

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 議案第71号 工事請負契約の変更について

令和5年8月7日議案第82号として議決を得た鹿沼市一般廃棄物最終処分場第2期埋立地整備工事について、その後一部設計変更により、416,570,000円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第 7 2 号 工事請負契約の変更について

令和 5 年 1 2 月 2 1 日議案第 1 1 8 号として議決を得た令和 5 年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事について、その後一部設計変更により、322,443,000 円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第 7 1 号と同じ。

◎ 議案第 7 3 号 鹿沼市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法の一部改正により、令和 6 年 1 2 月 2 日から国民健康保険における従来の被保険者証の発行が廃止されることに伴い、引用する同法の条項及び用語を整理するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 7 4 号 鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金等の支給における適切な審査に資するため、鹿沼市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するためのものである。

(参照条文) 議案第 7 3 号と同じ。

◎ 議案第 7 5 号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員倉松俊弘氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 第1項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第3項から第5項まで 省略

◎ 議案第76号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員伊矢野洋一氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第75号と同じ。